



# 防災組合ニュース

THE BOSAI-KUMIAI NEWS

URL <http://nichibou.main.jp/> 日本防災設備協同組合 東京都文京区本郷一丁目15番6号

電話 03-3813-9650 (代) FAX 03-3813-9460

事務連絡メール [nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp](mailto:nichiboukyou1@io.ocn.ne.jp) 営業連絡メール [nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp](mailto:nichiboukyou2@dune.ocn.ne.jp)

## 社内回覧

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

2 月度理事会の概要 ..... 1～5

## 情 報

◎官報 (号外第21号) 消防庁告示 (平成28年1月29日)

○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件 (消防庁二)

○必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準の一部を改正する件 (消防庁三)

..... 6～13

◎日本経済新聞防災関連ニュース ..... 13～14

○政府、18年度までに開発「大規模火災向け消火ロボット」(2月20日)

○国交省、「ホテル防火設備、不備是正は31%」(2月20日)

○大田区、「民泊で消防署と連携・防火設備点検など」(1月30日)

○配線器具で火災、誤使用目立つ (1月31日)

## 事務局だより

- ・ 組合員情報 ..... 15
- ・ 共済制度について ..... 15
- ・ 注文は今後も FAX で ..... 15

## 2 月度理事会議事録

開催日時： 平成28年2月18日（木）13時00分～15時00分  
開催場所： 文京シビックセンター 3階C会議室

理事総数： 10人

出席理事数： 8人

### (1) 理事長挨拶

お忙しいところ恐縮でございます。磯部副理事長が都合で1時間早く退席するので、次第の順序を若干変えさせていただきますので宜しくお願い致します。

### (2) 業務報告

#### ①事務局運営・渉外

2月 2日（火）

千代田サービス(株) 山川部長  
東京海上日動 齋田氏、森山氏  
打合せ 古木副理事長、岡野事務局長

2月 10日（水）

東京第5支部 支部会開催 文京シビックセンター 和室  
広江理事長、磯部副理事長、中島専務理事、武藤理事  
岡野事務局長 出席

2月 17日（水）

国土交通省住宅局建築指導課  
課長補佐 山口義敬氏 訪問  
広江理事長、岡野事務局長

## ② 事務局報告

2月 2日 (火)

古木副理事長、岡野局長、水落課長で3月に行う予定のキャンペーンの打合せを行う。

## ③ 広報

機関紙の記事を充実させるという点で星出弁護士にコラムの執筆をお願いして了承を得られた。同紙のボリュームアップを図る。

## ④ 教育

甲3類の受験準備講習会は7月受験に向けて6月初旬に行うことに決定。

理事長より講習会でのビデオ撮影は出来ないのかとの考えに現状では課題が多いのではと松原理事から意見がでた。

磯部教育担当理事より講習会の実情が報告され、受講者が少なく、講習会が成立しない時もある。講師に断りの連絡をし、会場のキャンセルなど担当者の心的負担は大きい。理事長より、受験準備の講習会だけでなく隔年でもよいので他の分野の講習を行ってみてはとの意見が出た。

局長が財政の観点より講習料（現行3000円）のアップを検討すべき時がきているのではと意見を述べた。理事長は、教育は組合活動の3本柱の一つなので普及を図るため現行料金の継続を主張した。

講習会料金に関して多数の理事より無料でも良いのではとの意見があり次回の理事会で話し合っただけで決定することとなった。

## ⑤ 福利厚生・企画

古木副理事長より、28年賀詞交歓会の収支報告が行われ総収入—総支出は若干マイナスではあったが予算との比較では内輪の金額で収まった。

⑥財務・共同購買

1月の売上は前年に比べ大きな件名がなかったので多少下回るが受注件数では見劣りはしない。2月は前年同期の数字を上回ることが確定している。

財務的には、厳しい局面が続くがキャンペーン・セール等を行い、少しでも挽回を図りたい。

⑦開発： 開発に関しては特になし。

⑧研究部会： 特になし。

⑨防排煙検討委員会： 現在のところ活動はなし。

⑩青年部

1月29日(金)、青年部の新年会が池袋の居酒屋で行われた。

出席者15名。(株)アシストの佐藤氏、テクト(株)の堀氏が青年部を卒業することとなった。

⑪支部運営促進

中島支部担当理事より2月10日に開催された第5支部会の報告が行われた。

石毛支部長の支部活動活性化の取り組みを理事はサポートして行こうことで一致した。また、支部会員より人手不足についての話がでて、その深刻化に対し、組合員の意見や考えを取りまとめ対策を検討することが大事であるということとなり、各支部会で取り上げていくこととなった。

⑫その他の事業について： 特になし。

(3) 議案の審議

第1号議案 第49回通常総会について

\* 役員の変更

広江理事長は、本日出席している理事は全員留任して欲しいとの意向を述べた。これに対し理事一人ひとりが

自らの進退についての話をした。

\* 役員任期

いろいろな事情で2年の任期が難しいと考えている理事が多い。任期1年で考えられないかということになり、理事長は相談役の意見を聞くという事になった。

\* 総会懇親会について

現在、総会懇親会は無料だが財政上の観点から会費制を考えても良いのではとの意見があり、これも相談役の意見を参考に考えて行こうということになった。

第2号議案 その他

特になし。

次回理事会予定 平成28年3月18日(金) 15:00~17:00

文京シビックセンター 3階A会議室

## 平成28年2月度業務報告

・月 日 (曜)	・内 容 等	・来局理事等
1月25日 (月)	業務決裁 . . . . .	広江理事長 (会社にて)
2月 2日 (火)	千代田サービス㈱ 山川氏、 東京海上日動 齋田氏、森山氏 打合せ 古木副理事長、岡野事務局長	来局
2月 4日 (木)	(一財) あんしん財団	澤村氏 来局
2月10日 (水)	東京第5支部 支部会開催 広江理事長、磯部副理事長、 武藤理事、岡野事務局長	文京北〆ツクセンター 中島専務理事 出席
2月16日 (火)	経営診断 . . . 小出会計	
2月17日 (金)	国土交通省 住宅局 建築設備課 課長補佐 山口義敬 広江理事長、岡野事務局長	面談
2月18日 (火)	2月度理事会	文京北〆ツクセンター

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

(号外第21号) (3分冊の1)

1 平成28年1月29日 金曜日 官報

○必要とされる防火安全性能を有する  
消防の用に供する設備等に関する省  
令第一条第二項の規定に基づくパツ  
ケーシ型消火設備の設置及び維持に  
関する技術上の基準の一部を改正す  
る件(消防庁二)

○必要とされる防火安全性能を有する  
消防の用に供する設備等に関する省  
令第二条第二項の規定に基づくパツ  
ケーシ型自動消火設備の設置及び維  
持に関する技術上の基準の一部を改  
正する件(同三)

○消防庁告示第二号  
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成十六年総務省令第九十二号)第一条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十二号(必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令第一条第二項の規定に基づくパツケーシ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準)の一部を次のように改正する。  
平成二十八年一月二十九日  
消防庁長官 佐々木敦朗

第三号「を設置することができ防火対象物は」を「は」に改め、「昭和三十六年政令第三十七号」の下に「以下「令」という。」を加え、「であつて、次の各号に定めるもの」を削り、「による」を「であつて、次に掲げるもの(地階、無窓階又は火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所を除く。)」に設置することができるものとする」に改め、同各号を次のように改める。

一 次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定めるもの

(一) I型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が六以下であり、かつ、延べ面積が三千平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が三以下であり、かつ、延べ面積が二千平方メートル以下のもの

(二) II 型 次に掲げるもの

イ 耐火建築物にあつては、地階を除く階数が四以下であり、かつ、延べ面積が千五百平方メートル以下のもの

ロ 耐火建築物以外のものにあつては、地階を除く階数が二以下であり、かつ、延べ面積が千平方メートル以下のもの

二 前号に掲げるもののほか、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消防設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の規定によりパッケージ型自動消防設備を設置している防火対象物又はその部分のうち、消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十三条第三項各号に掲げる部分

第六第一号中「放出」を「放射」に改め、同第三号中「掲げる消火薬剤の種類」を「掲げる消火薬剤の種類」に、「I 型又は II 型の放射率」を「区分に応じた率以上の率」に改め、同号の表中「種別」を「種類」に改め、「以上」を削り、同表備考を削り、同第四号中「重量」を「質量」に改める。

第七 消火薬剤の種類及び貯蔵量

パッケージ型消防設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、第八第一号に定める強化液、第八第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第八第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水とする。

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の貯蔵量（リットル）	
	I 型	II 型
強化液	二百	
第一種機械泡	二百	
第二種機械泡	二百	
第一種浸潤剤等入り水	二百	六十
第二種浸潤剤等入り水	二百	
第三種浸潤剤等入り水	八十	

第八中「次に」を「次の各号に」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

- 一 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとする。
  - (イ) 著しい毒性又は腐食性を有しないものであつて、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。
  - (ロ) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。
  - (ハ) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあつては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。
  - (ニ) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。
  - (ホ) アルカリ性反応を呈すること。
  - (ヘ) 凝固点が零下二十度以下であること。
  - (ト) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとする。

(一) 放射される泡は、耐火性を維持することができるものであること。

(二) 水溶液又は液状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。

(三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するため要する時間が一分以上であること。

(四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとする。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量（リットル）	試験用消火器の容量（リットル）	消火薬剤の放射時間（秒）
強化液	五・〇	六・〇	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四	三十

(二) 別図に示す模型を用いること。

(三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。

(四) 燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(五) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(六) 無風の状態で（風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。）において行うこと。

(七) 温度二十度の状態において行うこと。

(八) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(九) 第八第五号中「しなげばならない」を「すること」に改め、同第六号中「(一)から(四)まで」を「次に(一)から(七)まで」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

〇 消防庁告示第三号

必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成十六年総務省令第九十二号）第二条第二項の規定に基づき、平成十六年消防庁告示第十三号（必要とされる防火安全性を有する消防の用に供する設備等に関する省令第二条第二項の規定に基づくパッケージ型自動消防設備の設置及び維持に関する技術上の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年一月二十九日

消防庁長官 佐々木教朗

第二十四号中「選択弁」を「選択弁等」に改め、「拡大」を削り、同号を同第十七号とし、第二十九号から第三十号までを三号ずつ繰り下げ、同第八号の二中「及び」を「、及び」に改め、同号を同第十一号とし、第二十二号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一 I型 第六、第十五及び第十六においてI型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

二 II型 第六、第十五及び第十六においてII型として定める性能を有するパッケージ型自動消火設備をいう。

第三を次のように改める。

第三 パッケージ型自動消火設備を設置することができる防火対象物

その部分に設置することができるものとする。

一 I型 消防法施行令(昭和三十一年政令第三十七号、以下「令」という。)第十二条第一項第一号、第三号、第四号及び第九号から第十二号までに掲げる防火対象物又はその部分(令第十二条第二項第二号に規定する部分を除く。)のうち、令別表第一(四)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物又は同表(四)項に掲げる防火対象物の同表(四)項若しくは(六)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分で、延べ面積が一万平方米メートル以下のもの

二 II型 令第十二条第一項第一号及び第九号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が二百七十五平方メートル未満のもの(易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。)

第四第一号中「防火対象物」を「防火対象物又はその部分のうち」に改め、同第二号後段を削り、同第三号中「その」を「当該設備の」に、「同時放射区域」を「各同時放射区域」に改め、同第四号中「設ける」を「設置する」に改め、同第六号中「パッケージ型自動消火設備の消火薬剤」を「I型にあっては、次に定めるところにより、消火薬剤」に、「場合」にあっては、次に定める」を「ことができる」に改め、次に次のように改める。

(一) 隣接する同時放射区域間の設備を共用しないこと。ただし、次の場合にあつては、この限りでないこと。

イ 隣接する同時放射区域が建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第七十七条若しくは第七十八条の二に規定する技術的基準に適合する壁若しくは間仕切壁又はこれらと同等以上の性能を有する壁若しくは間仕切壁で区画され、かつ、開口部に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十一号)第二条第九号の二に規定する防火設備である防火戸が設けられている場合

ロ 入所者が就寝に使用する居室以外であつて、講堂、機能訓練室その他これらに類するもので、可燃物の集積量が少なく、かつ、延焼のおそれがないと認められる場所に設置する場合

ハ イ又は口に掲げる場合のほか、令第十二条第二項第三号の二に規定する床面積の合計が千平方メートル未満の防火対象物又はその部分に設置する場合であつて、火災が発生した同時放射区域以外の同時放射区域に対応する防護区域に設ける放出口から消火薬剤が放射されないように設置する場合

第四第六号(二)中「パッケージ型自動消火設備は、」を削り、「放出口である」を「放射できるパッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、同号(三)中「パッケージ型自動消火設備の」を削り、「ものである」を「パッケージ型自動消火設備を用いる」に改め、第四に次の二号を加える。

七 パッケージ型自動消火設備の放出口は、消防法施行規則(昭和三十六年自治省令第六号、以下「規則」という。)第十三条第三項各号に掲げる部分以外の部分に設けること。

八 第十七第七号(三)の火災拡大抑制試験において、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後一定の時間建築基準法施行令第八号の二各号に掲げる要件を満たす性能を有する材料で壁及び天井の室内に面する部分の仕上げをした試験室のみを用いて消火性能を判定したパッケージ型自動消火設備の放出口にあつては、壁及び天井(天井のない場合にあつては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを当該材料と同等以上の性能を有する材料でした部分にのみ設けることができること。

第五第一号中「パッケージ型自動消火設備に表示されている防護区域を有効に包含するように」を「当該感知部に係る警戒区域及び当該放出口に係る防護区域が一の同時放射区域を有効に包含するように」に改め、同第四号を次のように改める。

四 床面から放出口の取付け面(放出口を取り付ける天井の室内に面する部分又は上階の床若しくは屋根の下面をいう。)までの高さは、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める高さとする。

(一) I型 二・四メートル(第十七第一号の消火試験を別図一に示すA模型を使用し感知部と連動させた状態で行った結果、二・四メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合)以下

(二) II型 二・五メートル(第十七第二号の消火試験を行った結果、二・五メートルを超える高さで消火性能が確認できた場合)以下

第五第六号後段を削り、同第八号に次のただし書を加える。

ただし、II型についてこれらを難燃性の箱に収納する場合にあつては、点検に便利な箇所に設置すれば足りること。

第六第十四号を同第十五号とし、同第十三号中「二つの」を「一の」に改め、同号を同第十四号とし、同第十二号を同第十三号とし、同第十一号中「又は」を「又は」に改め、同号を同第十二号とし、第六中第六号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同第五号の次に次の一号を加える。

六 主電源に電池を用いないこと。ただし、次に適合するパッケージ型自動消火設備(II型に限る。)について当該設備を有効に作動させることができる容量を有する電池を用いる場合は、この限りでないこと。

(一) 電池の交換が容易にできること。

(二) 電池の電圧がパッケージ型自動消火設備を有効に作動できる電圧の下限値となつたことを七十二時間以上点滅表示等により自動的に表示し、又はその旨を七十二時間以上音等により伝達することができること。

第八を次のように改める。

第八 放出口及び放出導管

放出口及び放出導管は、次の各号に定めるところによる。

一 金属材料で造ること。ただし、火災によつて生ずる熱により変形、損傷等が生じない措置を講ずる場合は、この限りでないこと。

二 耐圧試験(消火器の技術上の規格を定める省令(昭和三十一年自治省令第二十七号、第九第一号において「消火器規格省令」という。)第十二条第一項第一号の規定の例により行う試験をいう。)を行った場合において、漏れを生ぜず、かつ、変形を生じないこと。

三 内面等の放射に関係する部分は、平滑に仕上げること。

四 放出口の取付け部と放出導管は、確実に取り付けること。

五 管継手は、放出導管を確実に接続することができるものであること。

六 消火薬剤(蓄圧式の貯蔵容器にあつては、消火薬剤及び加圧用ガス)を貯蔵する容器から放出口までの放出導管(II型に係るものに限る。)の長さは、十メートル以下とする。

七 前各号に定めるところによるほか、火源を検知し方向を定めて消火薬剤を放射し、火災を消火する方式のものにあつては、次に定めるところによる。

(一) 自動的に、かつ、確実に火源の位置を検知できること。

(二) 自動的に放出口を消火のために有効な方向に向けることができること。

(三) 放出口は、消火薬剤を消火のために有効な分布で放射することができること。

第九第一号中「第三十五第一項」を削り、同第二号中「消火薬剤の放出」を「I型にあつては、消火薬剤の放射」に改める。

消火薬剤の放射」に改める。

第十一号中「第八第一号(一)から(三)まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「放出」を「放射」に改める。  
第十一第三号に次のただし書を加える。

ただし、一の警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信し、作動装置等に起動信号を発信した後において、異なる警戒区域から二以上の異なる火災信号を受信した場合には、起動信号を発信しなくてもよいこと。

第十一第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。

第十二号中「パツケージ型自動消火設備」の下に「(I型に限る。)」を加え、同第一号中「第八第一号(一)から(三)まで」を「第八第一号から第三号まで」に改め、同第二号中「当該」を「火災の発生した警戒区域に対応する」に改める。

第十三号中「電氣を使用するパツケージ型自動消火設備」を「パツケージ型自動消火設備(主電源に電池を用いるものを除く。)」に改める。

第十四第三号中「電源の電圧を次の範囲内で」を「次の(一)又は(二)に掲げる電源の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める範囲内で電圧を」に改め、同号(一)中「以下」の下に「主電源に電池を用いるパツケージ型自動消火設備にあつては、供給される電力に係る電圧変動の下限値以上上限値以下」を加える。

第十五第二号を次のように改める。

二次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める量以上の量を放射できること。

(一) I型 充填された消火薬剤の容量又は質量の八十五パーセントの量

(二) II型 充填された消火薬剤の容量又は質量の九十パーセントの量

第十六 消火性能

パツケージ型自動消火設備の消火性能については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める試験に適合するものとする。

一 I型 第十七第一号(一)の第一消火試験(第八第七号に定める放出口を有しないパツケージ型自動消火設備について試験を行う場合に限る。又は第十七第一号(二)の第二消火試験

二 II型 第十七第二号(一)の第一消火試験、同号(二)の第二消火試験及び同号(三)の火災拡大抑制試験

第十七 消火試験  
パツケージ型自動消火設備の消火性能を判定する消火試験の方法は、次の各号に定めるところによる。

一 I型における消火試験は、次に定めるところによること。

(一) 第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定はトの規定により行うこと。

イ 別図一に示すA模型及びB模型を用いること。  
ロ A模型及びB模型は、防護区域内の任意の場所にその模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるようにそれぞれ置くこと。

ハ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ニ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ホ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射開始から二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ヘ 無風の状態(風速〇・五メートル毎秒以下の状態をいう。(ト)及び第十九第四号(六)において同じ。)において行うこと。

ト 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後(放射時間が三分以下のものにあつては放射が終了した時)に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2) B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度の上昇が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度を超えない場合

(二) 第二消火試験は、イからトまでに定めるところにより、その判定は子の規定により行うこと。

イ 別図一に示すA模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ロ A模型の燃焼なべに、四・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ、点火すること。

ハ 放出口は、床面上二・四メートルの天井面に取り付け、点火してから三分後に、放出口から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

ニ 別図一に示すB模型二個を用い、防護区域内の任意の場所に、模型相互の距離を十センチメートル離し、かつ、当該模型の平面の三分の二以上が防護区域内となるように置くこと。

ホ パツケージ型自動消火設備に適切な措置を施し、ハで確認された放射パターンとなるよう放出口から消火薬剤を放射すること。

ヘ 放射が終了した後、ただちにB模型の鉄製皿に〇・四リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまで燃焼させるとともにB模型の中心上の天井面下五センチメートルの位置の温度を測定すること。

ト 無風の状態において行うこと。

子 次の(1)及び(2)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(1) A模型について、消火薬剤の放射を開始してから三分後に炎が認められず、かつ、放射終了後、放射を開始してから二十分を経過するまでの間に再燃しない場合

(2) B模型について、ノルマルヘプタンの燃焼中に測定した温度が、消火薬剤の放射を開始してから二十分を経過するまでの間、百七十度以上上昇しない場合

二 II型における消火試験は、次に定めるところによること。

(一) 第一消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ 厚さ四ミリメートルのラワン合板を用いた壁体模型二個及び別図二に示すC模型二個を別図三に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図三に示す位置に取り付けること。

ハ 各C模型全体にそれぞれエタノール五十ミリリットルを散布し、点火すること。

ニ 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(二) 第二消火試験は、イからハまでに定めるところにより、その判定は二の規定により行うこと。

イ 別図四に示すD模型を別図五に示す位置に置くこと。

ロ 放出口を別図五に示す位置に取り付けること。

ハ D模型の燃焼なべに、一・五リットルのノルマルヘプタンを入れて点火し、五分間予燃した後に試験を開始すること。

ニ 消火薬剤の放射が終了してから一分後に残炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

(三) 火災拡大抑制試験は、イからホまでに定めるところにより、その判定はヘの規定により行うこと。

イ 別図六に示す試験室で試験を行うこと。

ロ 別図七に示すE模型及び別図八に示す家具模型二個を用い、厚さ六ミリメートルの不燃材料の上に置くこと。

ハ 試験室の天井部に、感知部及びスプリンクラーヘッド(標示温度七十二度で感度種別が一種のものに限る。)を別図六に示す位置に取り付けること。

ニ 試験室の天井部に、放出口を、当該放出口に係る防護区域が別図六に示す試験用同時放射区域を有効に包含するように、かつ、当該区域内に均等に配置されるように取り付けること。  
ホ 燃焼皿に〇・五リットルの水及び〇・二五リットルのノルマルヘプタンを入れ点火するとともに、家具模型に点火すること。

△ 次の(1)から(4)を満足する場合に、この試験に適合するものと判定すること。

- (1) 別図六に示す熱電対 a 及び熱電対 b において測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、いずれも三百十五度を超えないこと。
- (2) 別図六に示す熱電対 c において測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、九十三度を超えず、かつ、二分間以上継続して五十四度を超えないこと。
- (3) 別図六に示す熱電対 d において測定された温度が、点火してから三十分を経過するまでの間、二百六十度を超えないこと。
- (4) 点火してから三十分を経過するまでの間、試験室に設置されたスプリンクラーヘッドが作動しないこと。

第十八 消火薬剤の種類及び貯蔵量  
パッケージ型自動消火設備に使用する消火薬剤の種類及び貯蔵量は、次の各号に定めるところによる。

一 消火薬剤の種類は、次の(一)又は(二)に掲げる区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める種類とすること。

- (一) I 型 第十九第一号に定める強化液、第十九第二号に定める第一種機械泡若しくは第二種機械泡又は第十九第三号に定める第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水若しくは第三種浸潤剤等入り水
- (二) II 型 第十九第三号に定める第三種浸潤剤等入り水

二 消火薬剤の貯蔵量は、次の表の上欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区分及び防護面積に応じた量以上の量とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の貯蔵量 (リットル)			
	I 型		II 型	
強化液	防護面積十 三平方メー トル	防護面積二 十一平方 メートル	防護面積三 十四平方 メートル	防護面積五 十五平方 メートル
第一種機械泡	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十
第二種機械泡	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十
第一種浸潤剤等入り水	二百三十四	三百七十八	六百十二	九百九十
第二種浸潤剤等入り水	百四十一	二百二十七	三百六十八	五百九十四
第三種浸潤剤等入り水	百四十一	二百二十七	三百六十八	五百九十四

三 I 型における放射時間は、一分以上とすること。

第十九中「消火薬剤性能等は次」を「消火薬剤の性能等は、次の各号」に改め、同第一号から第四号までを次のように改める。

- (一) 強化液は、アルカリ金属塩類を含有する水溶性の消火薬剤で、次に適合するものとすること。  
著しい毒性又は腐食性を有しないものであって、かつ、著しい毒性又は腐食性のあるガスを発生しないものであること。
- (二) 結晶の析出、溶液の分離、浮遊物又は沈殿物の発生その他の異常を生じないものであること。
- (三) 浸潤剤等を混和し、又は添加する場合にあっては、消火薬剤の性状又は性能に悪影響を与えない浸潤剤等を使用すること。
- (四) 腐敗、変質等のおそれのないものであること。

- (五) アルカリ性反応を呈すること。
- (六) 凝固点が零下二十度以下であること。
- (七) 第四号の試験に適合すること。

二 第一種機械泡及び第二種機械泡は、化学反応によらず消火効果を有する泡を生成する水溶性の消火薬剤で、前号(一)から(四)まで及び(七)に定めるもののほか、次に適合するものとすること。

- (一) 放射される液は、耐火性を維持することができものであること。
- (二) 水溶液又は泡状若しくは粉末状のものであること。この場合において、液状又は粉末状の消火薬剤にあつては、水に溶けやすいものであること。
- (三) 温度二十度の消火薬剤を充填した発泡用消火器を作動させた場合において放射される泡の容量が消火薬剤の容量の五倍以上であり、かつ、発泡前の水溶液の容量の二十五パーセントの水溶液が泡から還元するために要する時間が一分以上であること。
- (四) 凝固点は、使用温度の下限値未満であること。

三 第一種浸潤剤等入り水、第二種浸潤剤等入り水及び第三種浸潤剤等入り水は、浸潤剤等を含有する水溶性の消火薬剤で、第一号(一)から(四)まで及び(七)並びに前号(四)の規定に適合するものとすること。

四 消火薬剤の性能に関する試験は、(一)から(七)までに定めるところにより、その判定は(八)の規定により行うこと。

(一) 消火薬剤の量、試験用消火器の容量及び消火薬剤の放射時間は、次の表の第一欄に掲げる消火薬剤の種類に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる量、同表の第三欄に掲げる容量及び同表の第四欄に掲げる時間とすること。

消火薬剤の種類	消火薬剤の量 (リットル)	試験用消火器の容量 (リットル)	消火薬剤の放射時間 (秒)
強化液	五・〇	六・〇〇七・五	四十
第一種機械泡	五・〇	六・〇〇七・五	四十
第二種機械泡	三・〇	三・六〇四・五	三十五
第一種浸潤剤等入り水	五・〇	六・〇〇七・五	四十
第二種浸潤剤等入り水	三・〇	三・六〇四・五	三十五
第三種浸潤剤等入り水	二・〇	二・四〇三・〇	三十

(二) 別図九に示す F 模型を用いること。

(三) 試験用消火器は、試験を行う消火薬剤を充填した棒状ノズルの蓄圧式消火器を使用すること。燃焼なべに、三・〇リットルのノルマルヘプタンを入れ点火すること。

(四) 点火してから三分後に、試験用消火器から消火薬剤を放射し、消火を開始すること。

(五) 無風の状態でいうこと。

(六) 温度二十度の状態において行うこと。

(七) 消火薬剤の放射が終了した時に炎が認められず、かつ、放射が終了してから二分を経過するまでの間に再燃しない場合に、この試験に適合するものと判定すること。

第十九第五号中「しななければならない」を「すること」に改め、同第六号中「(一)から(八)まで」を「次に(一)から(七)まで」に改める。

第二十中第一号を第十三号とし、第五号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

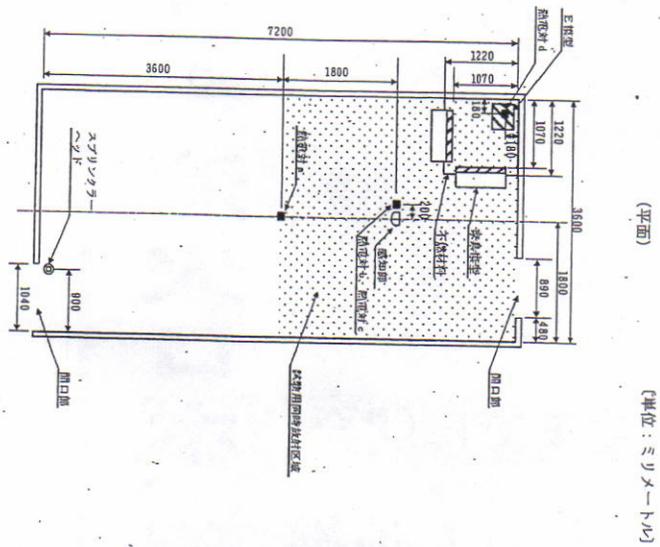
六 主電源に電池を用いるものにあつては、当該電池の種類及び電圧

第二十第三号を同第四号とし、同第二号中「種別」を「種類」に改め、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

二 I 型又は II 型の別

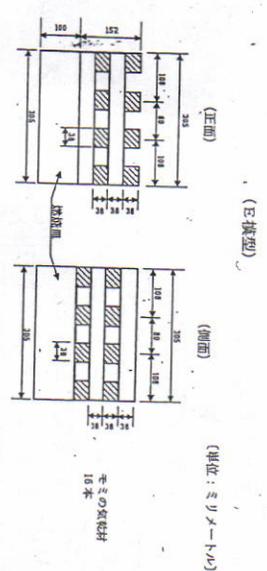


別図 6



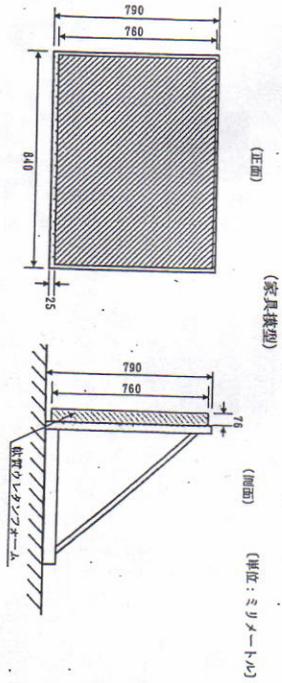
備考 天井の高さは2.5メートル以上とし、天井の材料は厚さ5.0ミリメートルの付いた  
 カルシウム板とすること。  
 壁の材料は、厚さ6.5ミリメートルのラワン合板(合板の日本農林規格(平成15  
 年農林水産省告示第233号)で規定する普通合板のものを用い。)とすること。  
 壁に2箇所の開口部を設けて、当該開口部の高さは2.2メートルとすること。  
 E構造は、近接する壁から80.0ミリメートル離して置くこと。  
 熱電対a及び熱電対bは、天井の室内に面する部分から下方に76.0ミリメートル  
 の位置とすること。  
 熱電対cは、床面から上方に1.6メートルの位置とすること。  
 熱電対dは、天井裏に面する部分から上方に5.0ミリメートルの位置とすること。  
 試験用同時放射区域は、Eの部分とすること。

別図 7



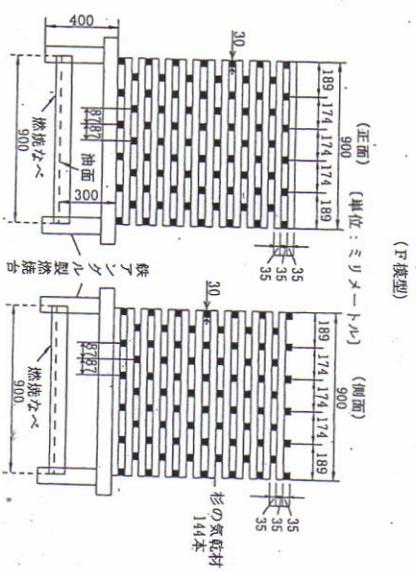
備考 モシ材は、質量2.6キログラム以上3.2キログラム以下のものを用いること。

別図 8



備考 軟質ウレタンフォームは、密度27.2キログラム毎立方メートル以上30.4キログラム  
 毎立方メートル以下のものを用いること。

別図 9



- 1 (施行期日)  
この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現にパッケージ型自動消火設備が設置されている防火対象物若しくは現にパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事中の防火対象物又は施行の日から平成二十九年三月三十一日までにパッケージ型自動消火設備の設置に係る工事を開始する防火対象物における当該パッケージ型自動消火設備のうち、改正後の平成十六年消防庁告示第十三号第二十号の規定に適合しないものに係る技術上の基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。

日本経済新聞

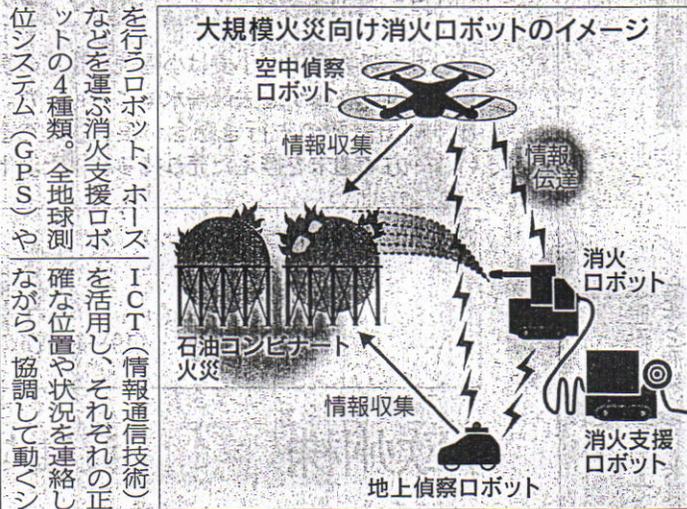
2016年(平成28年)2月20日

# 消火ロボ、現場で自ら判断

## 政府、18年度までに開発 4種類、情報共有し連携

政府は石油コンビナートや工場などで大規模火災が発生し、消防士が現場に近づけないような場合に、自ら進入経路を判断し、消火するロボットを開発する。2018年度までの完成を目指し、大規模・特殊な災害に対応する緊急消防援助隊に配備する。東日本大震災などの経験を踏まえ、鎮火までの時間を短くし、消防士が安全に活動できるようにする。

開発するのは空中から火災現場を撮影する偵察ロボット、地上走行型の偵察ロボット、消火活動



を行うロボット、ホースなどを運ぶ消火支援ロボット、IC T(情報通信技術)の4種類。全地球測位システム(GPS)やなごら、協調して動くシステムをつくる。

空中と地上の偵察ロボットが火災現場の障害物などを把握して進入経路を探り出し、消火ロボットが最適な方法を判断して消火する。ロボットのカメラの映像を見て消防士が状況に応じた消火活動をすることもできる。

現場の状況に応じて自分で判断する自律思考型の消防ロボットは世界でも例がないという。総務省消防庁の研究機関「消防研究センター」を中心に開発する。

当初は大規模コンビナートがある千葉県原市、三重県四日市市に配備し、その後、全国12カ所程度に広げる計画だ。既に人が遠隔操作する無人消防ロボットは消防

の現場に配備しているが、消防士はロボット操作と消火を同時にしなければならぬため、負担が大きく、活動が遅れることもあったという。

東日本大震災時に市原市で発生した石油工場の火災は鎮火に10日間かかった。12年の兵庫真姫路市の工場火災では消防隊員が亡くなった。自動消火ロボットの投入で、大規模な工場火災への対応力を引き上げる。

### ホテル防火設備 不備は正は31%

建築基準法に違反する防火設備の不備などが自治体から指摘された全国のホテル・旅館846施設

設のうち、是正を終えたのは31・1%に当たる263施設(昨年10月末時点)にとどまること20日まで、国土交通省のまとめで分かった。是正済み施設の割合は2014年10月末時点の

27・7%から大きく改善していない。経営難などの影響で安全対策が後回しになっているケースが多いとみられる。

846施設は2012年の広島県福山市の火災などを受け、1971年以前に建てられた3階以上の建物を対象に自治体が実施した調査で不備が指摘された。耐火基準違反、非常用照明や防火扉の未設置が多かった。

(H28.2.20)

東京都大田区は29日、住宅の空き部屋に外国人旅行者らを有料で泊めることを認める民泊で、区内の4消防署と情報共有で連携する覚書を結んだと発表した。民泊用の施設が消防法に定められた防火設備を整えているかどうか、区は施設を認定する前に消防署から意見を聞くといった内容だ。

### 民泊で消防署と連携 大田区、防火設備点検など

認定した後には法令違反が見つかった場合、区と消防署が連携して対応することも盛り込んだ。消防署との連携を密にし、近隣の住民や宿泊者にとって安全で安心な民泊施設を増やす狙い。大田区は同日、民泊条例を全国で始めて施行し、2件の申請を受け付けた。

(H28.1.30)

### 配線器具で火災 5年で28人死亡 冬に多く、誤使用目立つ

電気製品の電源コードなど配線器具をめぐる事故が2014年度までの約5年間で947件あり、約半数の459件を火災が占めたことが30日までに、製品評価技術基盤機構(NITE)の集計で分かった。火災のうち14件で28人が死亡し、発生は冬が多い。原因は誤使用や不注意

意が197件と目立ち、NITEは正しく使うよう注意を呼び掛けている。

製品別では「延長コードや、複数のコンセントを接続できるテーパータック」262件、「アイロンやヘアドライヤーなど手に持って使う電気製品のコード」188件、「電気ストーブやこたつなど電気暖房機器のコード」113件などの順に多かった。

状況別では、コードを製品に巻き付けて収納したり、束ねたまま使ったりした「繰り返し屈曲で断線して異常発火」が

最も多く150件。次いで、複数のコードの電線同士を結んでテープで覆うなど、「不正な改造や不適切な修理をしたため接触不良が起き異常発熱」48件だった。

このほか、「たこ足配線」のように多くの製品を接続したケースや、電源プラグやコンセントにほりや水分が付着した事故も多かった。

NITEは「配線器具は見た目は危険を認識しづらい」と指摘。部分的に熱くなっているか定期的に点検し、異常を感じたら使わないよう促している。

(H28.1.31)

## 事務局だより

### ◎組合員情報

代表者変更：山王スペース&レンタル株式会社  
新代表取締役 山本啓之

### ◎共済制度について

- 消防設備保守・点検・設置工事等の賠償責任保険：  
三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携  
しています。請負業者賠償責任保険・生産物（完成工事）賠償責任保険・  
受託者賠償責任保険がセットになった総合型の保険です。
- 自動車共済制度：  
関東自動車共済共同組合と提携しています。
- 団体傷害補償制度：  
三井住友海上火災保険株式会社（代理店・株式会社サンリビング）と提携  
しています。

### ◎ご注文は今後も FAX でお願いします。

組合員の皆様には、いつも FAX でご注文をいただき誠にありがとうございます  
います。ご注文の商品名・数量等間違いのない納品をさせて頂くために、  
ご注文は今後とも FAX でお願いいたします。